

○小諸市総合計画審議会条例

昭和63年12月23日

条例第24号

〔注〕 平成16年3月から改正経過を注記した。

小諸市総合計画策定審議会条例（昭和46年小諸市条例第25号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 小諸市の総合計画及び行政経営に関する事項について、調査審議を行うため、小諸市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（平20条例36・一部改正）

（任務）

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- （1） 小諸市総合計画の策定に関する事項
- （2） 小諸市総合計画の進行管理及び評価に関する事項
- （3） 小諸市の行政経営に関する事項

（平20条例36・全改）

（組織）

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 市民

3 前項第2号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）

第3条第1号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

（平16条例1・平20条例36・平22条例8・一部改正）

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平20条例36・全改）

（会長等）

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員のほか関係者を審議会に出席させることができる。

(平20条例36・一部改正)

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の運営に関する事務を分掌し、委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月24日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年小諸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成22年 6 月30日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正前の条例の規定により、現に委員となっている者については、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月21日条例第21号）

この条例は、平成25年7月17日から施行する。